

福知山公立大学自動販売機設置事業者募集要項

令和 6 年 11 月 21 日

公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）では、自動販売機を設置する事業者を次のとおり公募します。参加を希望される方は、この要項のほか、本公募に係る業務仕様書及び関係法令を承諾のうえお申し込みください。

1 公募型見積合わせに付する事項

(1) 設置目的

法人の自主財源の確保及び施設利用者の利便性向上を図る。

(2) 公募物件の詳細

「業務仕様書」のとおり。

(3) 貸付契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 設置場所

京都府福知山市字堀 3370 福知山公立大学（【別紙 2】自動販売機配置図を参照）

2 参加資格

本公募に参加できる事業者は、自動販売機を取り扱っており、次に掲げる条件を全て満たす者とします。

(1) 自動販売機の設置、管理、運営実績を有する者であること。

(2) 原則として福知山市内に本社、本店、支店、営業所等を有する者、又は緊急時に 1 時間以内に対応できる者であること。

(3) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は当該団体に所属する者でないこと。

3 参加申請手続き

本公募に参加しようとする者は、ア～オに定める必要書類について、正本を各 1 部提出してください。なお、法人が必要と認める場合は、資料の追加提出を求められます。

(1) 提出書類

書類（様式 1～4）は福知山公立大学ホームページ（<https://www.fukuchiyama.ac.jp/>）からダウンロードしてください。

ア 公募参加申込書（指定用紙【様式 1】）

イ 誓約書（指定用紙【様式 2】）

ウ 自動販売機設置実績報告書（指定用紙【様式 3】）

エ 販売予定品目一覧表（指定用紙【様式4-1～4】）

オ 設置予定の自動販売機のカタログ

※【様式4】は応募する貸付区分のみを提出すること。

※ 提出された書類は返却しません。

(2) 提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

公募日から令和6年12月9日（月）までの午前8時30分から午後5時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ 提出先

〒620-0886 京都府福知山市字堀 3370 公立大学法人福知山公立大学
総務・財務課 担当：外賀
電話 0773-24-7100

ウ 提出方法

持参又は郵送（令和6年12月9日（月）必着）

エ 参加資格の有無

提出された書類の審査結果は、令和6年12月13日（金）午後5時までに電子メールにより通知します。

参加資格が「無」と判断された者については、受付を取り消し、その旨を電子メールにて通知します。

(3) 質疑及び回答

仕様等について質疑がある場合は、質疑書（指定用紙【様式6】）を電子メールにて提出してください。

ア 提出期間 公募日から令和6年12月9日（月）午後5時まで

イ 提出先 公立大学法人福知山公立大学

総務・財務課 担当：外賀

メールアドレス general■fukuchiyama.ac.jp（※■は@と読み替えてください）

ウ 質疑回答日 令和6年12月13日（金）午後5時まで

全ての質疑をとりまとめの上、回答日に参加資格「有」の者全員に電子メールにより回答を送付します。

4 見積合わせの日時、場所及び方法

(1) 日時

令和6年12月20日（金） 開始時間は【別紙1】貸付区分一覧に記載のとおり

※見積合わせは、貸付区分ごとに15分間隔で実施します。

(2) 場所

福知山公立大学（京都府福知山市字堀 3370） 4号館4階会議室

(3) 設置事業者の選定方法

- ア 見積合わせは貸付区分ごとに行います。複数の貸付区分の見積合わせに参加することができますが、自動販売機を設置することができるのは1事業者につき1区分のみとなるため、設置が決定した事業者は、それ以降の見積合わせに参加することができません。
- イ 各貸付区分について、法人が設定する年間貸付料予定価格（税別）を超え、かつ、最高価格の見積りをした者を設置事業者とします。
- ウ 参加事業者は見積合わせ日に貸付料見積書（指定用紙【様式8】）を持参してください。（FAX、電子メール、郵便その他の方法による提出は認めません。）
- エ 貸付料見積書は封筒に入れ、糊付けの上、封筒の貼合せ部分（3か所）に割印をして封印してください。
- オ 封筒の表面に「貸付料見積書」と記載し、社名及び代表者名及び住所を記載してください。
- カ 封筒は応募する貸付区分ごとに1枚用意してください。
- キ 封筒の割印及び封印は、委任状（指定用紙【様式7】）を提出しない場合は代表者印、委任状を提出する場合は代理人（受任者）の印としてください。
- ク 封筒に封印がない場合は、受理できません。
- ケ 委任状を提出しない場合、貸付料見積書の印は、代表者印のみが有効となります。
- コ 委任状を提出する場合、貸付料見積書の印は、代理人（受任者）の印のみが有効となります。この場合、代理人（受任者）の印鑑がない貸付料見積書は、代表者印が押印されていても無効となります。
- サ 法人が設定する年間貸付料予定価格（税別）を超えて最高価格の見積りをした者が2人以上あるときは、その場で参加事業者がくじを引くものとします。ただし、出席をしてもくじを引かないときは、本公募における事務に関係のない職員が代わってくじを引くものとします。

(4) 貸付料見積書の記入方法

- ア 参加事業者は、応募する貸付区分ごとに貸付料見積書を作成し、提案する年間貸付料（税別）を記入してください。
- イ 消費税及び地方消費税ならびに、自動販売機設置に伴う光熱水費等については、別途徴収するため、年間貸付料には含めないでください。
- ウ 貸付料見積書に記入する金額は千円単位としてください。千円未満の記載がある場合は切り捨てとします。

(5) 委任状について

- ア 代表者以外の者が見積合わせに参加する場合は、委任状（指定用紙【様式7】）を提出してください。

イ 委任状は貸付区分ごとに作成し、参加する見積合わせの貸付区分に○をして提出してください。

ウ 委任状は、代表者（委任者）と代理人（受任者）の両方が押印したものでなければ無効となります。

エ 委任期間には、見積合わせ日が含まれていなければ無効となります。

(6) 無効または失格

以下の事項に該当する場合は、無効または失格とします。

ア 募集要項に示した参加資格のない者の提出した見積書

イ 募集要項及び仕様書に示した諸条件に違反した者の提出した見積書

ウ 指定用紙以外の見積書

エ 金額を修正した見積書

(7) 見積合わせの中止

(6)に掲げる見積書のほか、不正な見積書の提出が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他緊急等やむを得ない理由があるときは、見積合わせを中止又は延期することがあります。

(8) その他

設置事業者に決定した者は、見積合わせ日に自動販売機の管理関係証明書（指定用紙【様式5】）を提出してください。

5 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約締結の前日までに納付してください。なお、公立大学法人福知山公立大学契約事務規程第26条第1項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除します。

6 見積りに係る費用の負担

参加資格の有無及び選考結果にかかわらず、当該見積合わせに要した経費は参加事業者の負担とします。

7 契約書の作成の要否

必要

8 契約書

(1) 設置事業者に決定した者は、決定日以後7日以内に契約書を提出すること。

(2) 契約書の作成については、業務仕様書に記載する事項を含めること。

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 問い合わせ先

〒620-0886

京都府福知山市字堀 3370

公立大学法人福知山公立大学 総務・財務課 担当：外賀

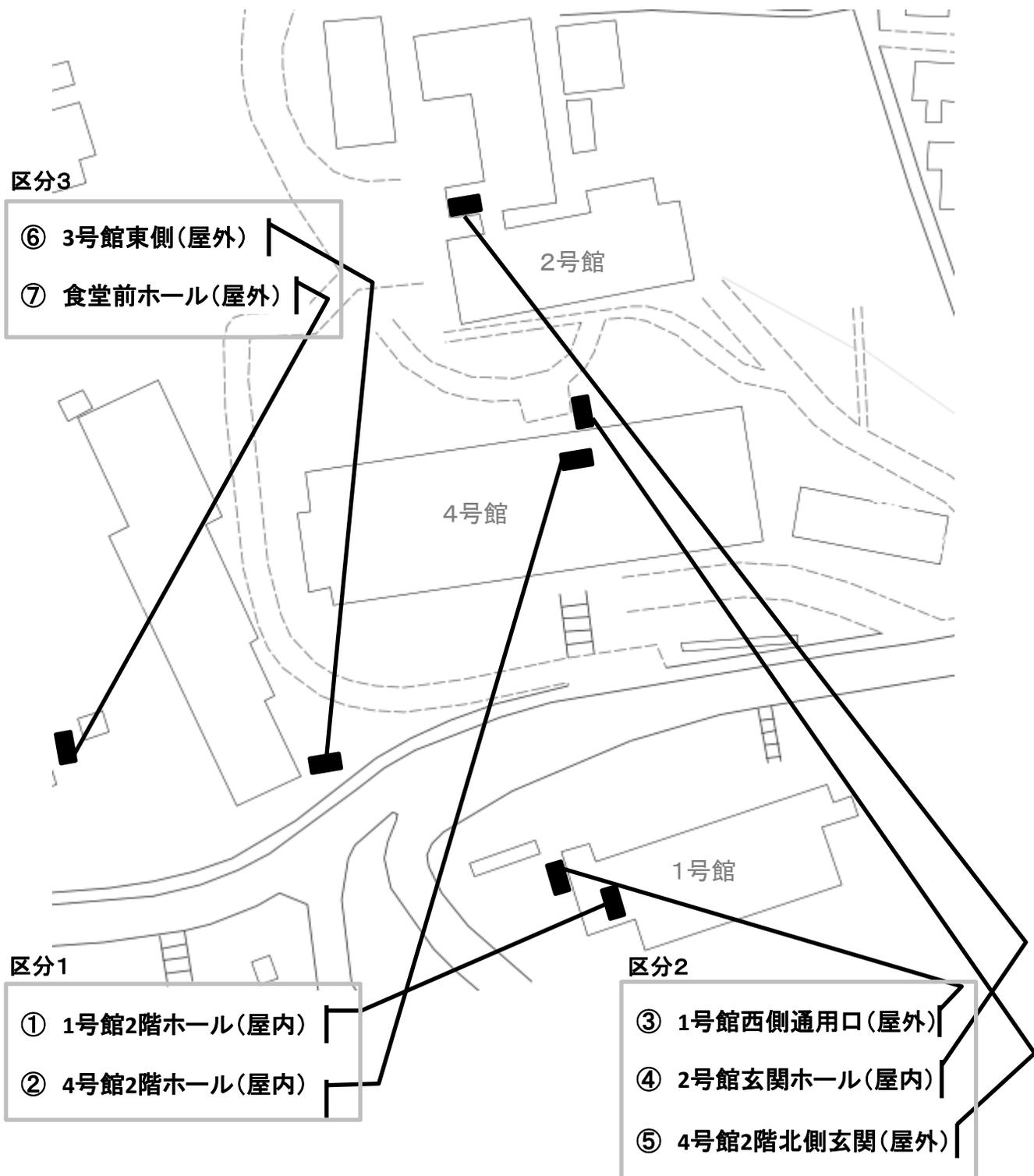
電話 0773-24-7100

メールアドレス general■fukuchiyama.ac.jp ただし、■は@と読み替えること。

【別紙1】貸付区分一覧

施設名	公立大学法人福知山公立大学							
施設の所在地	京都府福知山市字堀3370							
貸付区分	区分1		区分2			区分3		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
自販機設置場所 (【別紙2】のとおり)	福知山公立大学 1号館2階ホール (屋内)	福知山公立大学 4号館2階ホール (屋内)	福知山公立大学 1号館西側通用口 (屋外)	福知山公立大学 2号館玄関ホール (屋内)	福知山公立大学 4号館北側玄関 (屋外)	福知山公立大学 3号館東側 (屋外)	福知山公立大学 食堂前ホール (屋外)	
貸付場所の面積 (㎡)	2	2	2	2	2	3	3	
縦×横×(高さ) (m)	D:1×W:2×(H:2)	D:1×W:2×(H:2)	D:1×W:2×(H:2)	D:1×W:2×(H:2)	D:1×W:2×(H:2)	D:1×W:3×(H:2)	D:1×W:3×(H:2)	
設置台数 (設置可能台数)	1台設置必須 (最大1台)	1台設置必須 (最大1台)	1台設置必須 (最大1台)	1台設置必須 (最大1台)	1台設置必須 (最大1台)	1台設置必須 (最大2台)	1台設置必須 (最大2台)	
販売品目	清涼飲料水と パン類・菓子 類等	清涼飲料水と パン類・菓子 類等	清涼飲料水と 菓子類等	清涼飲料水と 菓子類等	清涼飲料水と 菓子類等	清涼飲料水	清涼飲料水	
年間貸付料予定価格	200,000円		300,000円			200,000円		
施設管理者	福知山公立大学 総務・財務課							
電話番号	0773-24-7100							
見積合わせ日	令和6年12月20日(金)							
見積合わせ開始時刻	11時00分		11時15分			11時30分		
参加資格(重複制限)	特になし		「区分1」の落札者は参加不可			「区分1」、「区分2」の落札者は参加不可		
実績 (本)	2023年10月～2024年9 月 (1年)	2024年10月設 置	4,171	2,740	1,578	3,751	4,981	1,335
	月平均	229	348	228	132	313	415	111

【別紙2】自動販売機配置図



業務仕様書

令和 6 年 11 月 21 日

1 公募物件

(1) 公募物件

ア 公募する物件は【別紙 1】貸付区分一覧のとおり。

イ 自動販売機設置個所ごとに 1 台以上設置してください。設置可能台数を超える台数の設置はできません。

※設置場所は、【別紙 2】自動販売機配置図のとおり。ただし、改修工事やその他法人の都合により設置場所の移動をお願いする場合があります。

(2) 設置する自動販売機は、次に対応する機種とします。

ア ユニバーサルデザイン（障がい者や高齢者等に配慮したデザイン）であること。

イ ノンフロン対応機であること。

ウ タイマーによる電気調整が可能なものであること。（休館日や開館日の時間外等については、自動販売機の照明を消灯する。）

エ 現金およびキャッシュレス対応機であること。

(3) 清涼飲料水の販売価格は標準的な小売価格（定価）より 20 円以上安い価格とします。

(4) 設置にあたり、次の安全対策を実施することとします。

ア 「自動販売機の据付基準（JIS 規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責めを負う。

イ 「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、法人の責めに帰することが明らかな場合を除き、法人はその責めを負わない。

ウ 「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

(5) 自動販売機は、【別紙 1】貸付区分一覧に指定した外形寸法を超えないものを設置すること。

※設置場所の寸法には、原則、使用済容器の回収ボックス、放熱スペース等を含みます。

※自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。設置場所等の確認については、事前に総務企画・財務グループまで御連絡ください。

- (6) 設置にあたり、総務・財務課が施設管理上必要な指導をしたときはそれに従うこと。
- (7) 区分4の設置事業者は、菓子類等の販売品目について法人から変更の指示があったときはそれに従うこと。

2 貸付契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、貸付契約期間の満了前でも、法人においてやむを得ない事情が生じた場合は、自動販売機の設置等に関する契約を解除することがあります。

3 自動販売機設置事業者が負担すべき費用

(1) 貸付料

設置事業者として決定した者が見積もった価格に消費税等を加算した額をもって年間貸付料とします。

設置事業者は法人が発行する入金依頼書により、金融機関を通じて、法人の指定する期日までに一括で納付してください。

納付した貸付料は、法人の都合により解約する場合を除き返還しません。ただし、法人の都合により解約する場合は、月割で計算し、返還するものとします。

(2) 光熱水費（電気料・水道料）

光熱水費は設置事業者の負担とし、総務・財務課と精算方法等について協議の上、納入してください。

※原則、電力等使用料計測用子メーターの設置を条件とします。

(3) 自動販売機の設置にかかる費用（電気工事費用を含む。）及び、撤去時の原状回復費用、空き缶等のごみ処理費用

4 貸付条件

(1) 維持管理責任

ア 商品管理、補充、売上金回収、つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。又、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあつては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は、協定書等の写しを提出すること。ただし、上記の全てを他の者に委託することはできません。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で分別回収タイ

プの回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収、処分するとともに周囲の清掃を行うこと。

ウ 自動販売機利用者のクレームに対しては、設置事業者の責任において迅速に対応すること。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。

オ 自動販売機を設置するにあたり、据付面を十分に確保し地震等に対して「安全設置」すること。

カ 法人の責めに帰すことが明らかな場合を除き、事故については設置事業者が補償すること。

キ 法人の責めに帰すことが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故、破損事故等に関しては、設置事業者がその責めを負う。

ク 設置事業者は自動販売機が毀損、汚損又は紛失した場合は、速やかに復旧するとともに、復旧に係る経費を負担すること。

(2) 大学担当者との協議

設置事業者は次の項目について大学の担当者と協議し、指示に従うこと。

ア 使用済容器・ごみの回収方法について

イ 自動販売機の設置及び商品補充方法等について

ウ 自動販売機利用者からのクレーム、トラブル処理について

また、事故処理の報告等、警察等関係者への連絡体制について

エ メーターの検針及び光熱水費の支払方法について

オ その他、協議が必要な事項について

(3) 貸付契約の解除

ア 設置事業者が、貸付条件に違反したとき

イ 設置事業者が本事業を誠実に履行する意思がないと認められるとき

ウ 設置事業者の信用が著しく失墜したと法人が認めるとき

エ 設置事業者が貸付料、その他必要な費用の負担義務を履行せず、法人の催促にも関わらず納入期限を3か月以上経過してもなお履行しないとき

オ 設置事業者から解除しようとする日の3か月前までに書面により契約解除の申し出があったとき

(4) 貸付契約解除による違約金

ア 設置事業者は、(3)の規定により貸付契約を解除されたときは、法人に対して違約金として貸付料の10%を支払うものとします。

イ (4)アの規定は、法人に(4)アに規定する違約金の額を超える損害が生じた場合において、当該金額を超える部分の賠償を請求することを妨げるものではありません。

(5) 原状回復

貸付契約期間が満了し、又は貸付契約が解除された場合は、速やかに設置事業者の責任において原状に回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を法人に請求することはできません。

(6) 売上数等の報告

設置事業者は、設置した自動販売機の売上数量及び売上金額を法人に書面で報告すること。

5 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

ア 設置事業者が本公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合

イ 設置事業者が法人に対して求められた報告をしない場合又は、虚偽の報告をした場合

ウ その他、設置事業者が本件貸付けの相手方として不適当と認められる場合

6 契約書の作成

設置事業者に決定した者は、決定日以後7日以内に契約書を提出し、契約書には、次に掲げる事項を詳細かつ正確に記載してください。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額

(3) 履行期間又は履行期限

(4) 契約保証金の額

(5) 契約履行の場所

(6) 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期

(7) 契約代金の支払い時期

(8) 当事者の契約事項の不履行又は履行遅滞等の場合における違約金、遅延利息その他の損害並びに契約保証金の処分

(9) 危険負担

(10) 契約に関する紛争の解決方法

(11) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

7 その他

(1) 施設利用者数や開館時間等については、総務・財務課に問い合わせることができません。

(2) 令和7年4月2日までに、貸付物件に承認を受けた自動販売機を設置すること。